

仕 様 書

1. 業務名

令和8年度 玉野市シティプロモーション業務（広告配信）

2. 業務の目的

玉野市（以下「本市」という。）のシティプロモーション戦略に掲げる基本目標①「認知度の向上（行ってみたいまち・関わりたいまち）」の達成のため、アウトタープロモーションとして、瀬戸内エリアの現代アートや旅行に興味がある層に対し、本市の優位性（直島町を中心とした瀬戸内海の島々へのアクセスの利便性を含む）や、滞在しやすさといった、魅力や特色を近隣自治体と共通の観光素材を活用してアピールする動画を作成し、広告配信する。

3. メインターゲット

メインターゲットは中国地方および大都市圏（主に関西圏）に在住の20～30代の若者のうち以下に該当する者とする。

- ①本市を認知していない又は認知していてもその解像度が低い者
- ②移住を検討している者

4. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

※令和9年3月31日までに、本市から受託者へ委託料の支払いが完了できるスケジュールとする。（概ね令和9年3月10日までに業務報告及び請求書を提出。）

5. 業務内容

業務の目的を達成するため、次の業務について企画提案を行うこと。

(1) 動画作成

- ・ 3. ①に掲げるメインターゲットに、本市の名称や位置を認知させ、本市への訪問・滞在に対する興味・関心を喚起させることのできるショート動画を複数作成すること。
- ・ 作成する動画の内容は、以下のものを盛り込みつつ、市内周遊や市内滞在を促すものとする。
 - ①瀬戸内の自然環境
 - ②現代アート
 - ③瀬戸内海の島々（直島等）へのアクセス利便性
 - ④その他市内の名所や映えスポット等メインターゲットに効果的に訴求できるコンテンツ

(2) 広告配信

- ・上記(1)で作成した動画を用いて、3. ①に掲げるアウトプロモーションのターゲットにアプローチできる広告配信を4. 委託期間中に行うこと。
- ・3. ②に掲げるターゲットに玉野市が出展する移住相談会やイベントを周知する広告配信を4. 委託期間中に行うこと。
- ・広告の配信媒体には、Instagramを中心としたSNSを含むインターネット媒体を必ず用いることとし、業務目的達成のために効果的な配信提案を行うこと。
- ・最終的な広告配信の時期、媒体等の詳細は、本市と受託者が別途協議した上で決定する。

(3) 広告配信の効果測定・成果報告

- ・広告配信に先立ち、適切な目標設定（imp数、click数など）を行うこと。
- ・実施した広告毎に、設定した目標を含め定期的なデータ収集・分析を行い、1ヶ月に1回程度報告すること。また、その結果を踏まえ、十分な広告効果が発揮されていないと考えられる場合には、広告媒体の見直し等を提案すること。

(4) 独自提案

(1)～(3)に掲げるもののほか、業務の目的を達成するために有益又は必要な取組があれば提案すること。(例：(2) 広告配信により得た本市に対する興味・関心を、一過性のものではなく継続的なものとするために必要な取組など)

6. 成果品

(1) 提出物

- ・動画作成、広告配信
 - ① 実績報告書（PDFデータ）
 - ② 新たに作成した広告素材のデータ（MP4データ）
 - ③ 作成に当たり使用した写真や画像、イラスト等のデータ
 - ④ その他PRコンテンツデータ（自由提案で制作した場合）②～④のデータについては、DVDディスクで納品すること。また、広告配信の分析や成果等のデータも添付すること。

(2) 提出場所

玉野市総合政策部シティプロモーション推進課 情報発信室

(3) 提出期限

令和9年 3月31日（水）

7. 成果品の著作権等

- (1) 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、本市に帰属するものとし、その利用及び再編集は本市において自由に行うことができるものとする。
- (2) 本業務の成果品は、映像・画像・音楽等の著作権等の一切の処理を済ませた上で納品すること。納品後に著作権等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。

8. 留意事項

- (1) 事業実施に当たっての重要事項は、本市と協議の上で最終決定する。
- (2) 受注者は、本市担当者と緊密な連携により十分な打ち合わせを行うとともに、打合せ内容の議事録を作成し、本市へ進捗状況を報告するものとする。
- (3) 受注者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。
- (4) 本市及び本市が認めた第三者が本市への観光等を広く PR することを目的に、成果物を二次使用する場合がある。
- (5) 受注者の契約不適合責任期間は契約満了日から1年とし、成果品に不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- (6) 本業務の遂行に伴う費用は、原則として全て受注者の負担とする。
- (7) 受注者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とする。

9. その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。